

社会体育施設の利用制限等について



社会体育施設*の利用にあたり、当面の間、感染症対策の万全を期すため、次のことに御注意ください。

※社会体育施設・・・スポーツセンター、市民プール、宇部サンド温水プール、武道館、武道場、弓道場、アーチェリー練習場、宇部サンド美祢球場、各体育館、各テニス場、各多目的広場、みどりの広場、伊佐公園運動施設、秋芳北部総合運動公園

エッセンシャルワーカー（医療・福祉、農業、小売り・販売、通信、公共交通機関で働いている人達）の皆様への感謝の気持ちを忘れず、命や経済活動を脅かされた人々の境遇に思いやりの心を持って、困難を抱えた人も安心して暮らすことができ、多くの人々の笑顔に支えさせられた上で活動の活性化を実現できるよう、以下の事項に気をつけて、施設利用をお願いします。（文化庁政策課長発 令和2年9月 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版からの抜粋）

- ①以下に該当する場合は、利用を見合わせてください。
 - ア 体調がよくない（発熱または平熱比＋1度、咳・咽頭痛がある場合）。
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ウ 政府から入国制限等の国などへの渡航又はその国などの在住者との濃厚接触者。
- ②マスクを持参してください。

受付時や着替え時などのスポーツを行っていない時や会話をする時に必要です。
- ③こまめな手洗い、手指消毒をしてください。
- ④他の利用者、施設管理者スタッフ等と間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m））をとってください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤利用中に大きな声で会話、応援等しないでください。
- ⑥感染防止のために施設管理者の指示に御協力ください。
- ⑦万一の場合に備え、保健所等からの調査に対応できるよう、各グループ（団体）において別紙名簿を作成され、必要に応じて提出できるように代表者が保管してください。名簿の提出は不要です。
- ⑧多くの参加者が出場する大会やイベントの開催については、各中央競技団体が感染拡大防止のために作成しているガイドラインを御確認の上、必要な措置を検討されますようお願いいたします。
- ⑨施設利用は、3密（密閉、密集、密接）を避けて利用してください。特に更衣室、ロビー、トイレなどは、混雑を避けるなどの御協力をお願いします。
- ⑩利用前後での集団でのミーティングまたは練習待機時などは、マスクを着用し、3密回避の感染症予防に努めてください。

※詳細につきましては、下記を御確認ください。

項 目	QRコード
○社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン （スポーツ庁発 令和2年9月29日） URL: https://www.mext.go.jp/content/20200929-mxt_kouho_u01-000004520_1.pdf	

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)です。下記からダウンロードして、感染者との接触確認に御活用ください。



※利用者等で感染者が発生した場合は、ただちに下記まで連絡してください。
美祢市教育委員会生涯学習スポーツ推進課（0837-52-5261）